

■略字の見方

- 日=日時・期間 場=場所・会場 内=内容
 対=対象 定=定員 参=参加費等
 講=講師 持=持ち物 他=その他
 申=申し込み 問=問い合わせ
 先着...先着順 抽選...応募多数の場合抽選

※対どなたでも、定特になし、参無料、申不要の場合は記載なし

主要連絡先

阿賀野市役所	☎ 62-2510	安田支所	☎ 68-3000
水原総合体育館	☎ 62-0656	安田公民館・体育館	☎ 68-3006
水原公民館	☎ 62-2028
あがの市民病院	☎ 62-2780	笹神支所	☎ 62-4141
上下水道局	☎ 62-2159	学校教育課	☎ 62-2790
消防本部	☎ 62-2058	生涯学習課	☎ 62-5322
.....	農業委員会	☎ 62-2420
京ヶ瀬支所	☎ 67-2111	笹神体育館	☎ 61-2111
市立図書館	☎ 67-2500	ふれあい会館	☎ 63-8019

このマークが付いている記事はあがのポイント対象事業です。
 ○ポイントが付与されます。参加の際はカードを持参してください。



催し

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載したイベントや例年実施しているイベントが中止・延期される場合があります。
 最新の情報は、問い合わせ先に確認するか、市ホームページで確認してください。



水原ふるさと農業歴史資料館 展示替えを行いました

水原ふるさと農業歴史資料館展示室の展示替えを行いました。
 この機会に観覧ください。
 日 8月23日(日)まで、午前9時30分～午後4時 ※月曜休館 内 二瓶コレクション (絵画・書 16点)、横山蒼鳳(書 15点) 問 水原ふるさと農業歴史資料館 ☎ 63-1722

平和祈念事業 原爆絵画展

市は、平成22年に非核平和都市宣言を行いました。原爆被害の実情を理解し、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を考える機会となるよう原爆絵画展を市内3会場で開催します。
 展示する資料は、いずれも広島平和記念資料館から借用するものです。
 原爆による悲惨な状況を被爆者自らが描いた絵(複製) 60点 日・場 ① 7月28日(火)～8月14日(金)・笹神支所 ※土・日曜・祝日閉庁、② 7月28日(火)～8月16日(日)・市立図書館「館内中央通路」 ※8月3日(月)は休館日、③ 7月28日(火)～8月16日(日)・水原中学校市民図書室 ※金曜は休室日 時間 ① 午前8時30分～午後5時15分、②・③ 午前9時30分～午後7時 ※②・③は土・日曜・祝日、8月13日(木)は午後5時まで 問 市長政策・市民協働課 政策推進係 ☎ 62-2510 (内線2221)

進係 ☎ 62-2510 (内線2221)

手続き・制度



上下水道料金の支払い猶予を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に上下水道料金の支払いが困難な人に対する支払い猶予を延長します。
 対 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しているなど、一時的に上下水道料金の支払いが困難となった個人・法人 対象料金 Ⅱ 6・9月分の水道料金と下水道使用料 内 通常の納付期限から最大3か月の支払いを猶予します。
 ※料金等の減免を行うもの

ではありません。4・5月分の料金についても相談に応じます。 申 上下水道局料金窓口または電話による相談の後、申請書等を提出してください。 受付期限 Ⅱ 9月16日(水) ※平日午前8時30分～午後5時 問 上下水道局 営業係 ☎ 62-2159

特別定額給付金の申請はお済みですか？

特別定額給付金(一人当たり10万円)の申請期限は8月10日(月・祝)までです。まだ申請していない人は、申請書を提出してください。詳しい手続きの方法を知りたい場合や、申請書を紛失した場合は、問い合わせください。
 問 特別定額給付金室 ☎ 62-1760



新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免について

	介護保険料	後期高齢者医療保険料																								
対象者・減免額 ※①・②のいずれかに該当	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人 ⇒ 保険料の全額免除 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の(ア)(イ)の両方に該当する人 ⇒ 保険料の一部を減額 (ア) 事業収入等のうち収入の種類給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入) ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みである (イ) (ア) の収入以外の前年の所得の合計額が400万円以下	②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の(ア)～(ウ)の全てに該当する人 ⇒ 保険料の一部を減額 (ア) 事業収入等のうち収入の種類(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入) ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みである (イ) 令和元年の所得合計額が1千万円以下 (ウ) (ア) の収入以外の前年の所得の合計額が400万円以下																								
減免の対象となる保険料	令和元年度分・令和2年度分の保険料のうち、納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日のもの																									
減免額の計算方法	$\frac{\text{減免対象保険料額 } A \times B}{C} \times D$ <p>A…減免の対象となる令和元年度または令和2年度の保険料額 B…世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得額 C…世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる生計維持者の令和元年の所得合計額</th> <th>減免割合 (D)</th> <th>主たる生計維持者の令和元年の所得合計額</th> <th>減免割合 (D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10/10</td> <td>300万円以下</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>200万円超</td> <td>8/10</td> <td>400万円以下</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>550万円以下</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>750万円以下</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1000万円以下</td> <td>2/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※主たる生計維持者の事業等の廃止・失業の場合は、令和元年の所得合計額にかかわらず10/10</p>		主たる生計維持者の令和元年の所得合計額	減免割合 (D)	主たる生計維持者の令和元年の所得合計額	減免割合 (D)	200万円以下	10/10	300万円以下	10/10	200万円超	8/10	400万円以下	8/10			550万円以下	6/10			750万円以下	4/10			1000万円以下	2/10
主たる生計維持者の令和元年の所得合計額	減免割合 (D)	主たる生計維持者の令和元年の所得合計額	減免割合 (D)																							
200万円以下	10/10	300万円以下	10/10																							
200万円超	8/10	400万円以下	8/10																							
		550万円以下	6/10																							
		750万円以下	4/10																							
		1000万円以下	2/10																							
申請方法	申請希望者は、事前に電話等で問い合わせください。 申請書類を記入、押印の上、添付書類を添えて提出してください。添付書類は減免を受ける理由によって異なりますので、詳細は市ホームページで確認するか、問い合わせください。 ※申請書類は、窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。																									
申請書類	◎申請書類 ・介護保険料減免申請書 ・令和2年中の主たる生計維持者の収入見込申出書	◎申請書類 ・後期高齢者医療保険料減免申請書 ・令和2年中の主たる生計維持者の収入見込申出書																								
申請期限	令和3年3月31日																									
問い合わせ	高齢福祉課 介護保険係 ☎ 62 - 2510 (内線 2122)	新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 025 - 285 - 3222、健康推進課 後期高齢係 ☎ 62 - 2510 (内線 2180)																								

市職員が分かりやすく説明します！ あがの市政出前講座

4月から休止していたあがの市政出前講座を再開します。

あがの市政出前講座は、市職員が皆さんのもとへ出向き、市の政策や制度、事業など申し込みのあったテーマについて説明し、意見交換を行うことで、市政への理解を深めてもらい、市民と行政の協働の基盤づくりを図ることを目的として実施しています。

対 市内在住・在勤・在学する人で構成され、当日の参加者が10人以上見込まれる団体
講座テーマ=市の施策や制度、事業など知りたいことや関心のあることなどについて、自由にテーマを決めてください。

※テーマ例…「高齢者福祉・介護サービスについて」「自主防災組織をつくるには」「ごみの分別区分や出し方」など

開催時期=通年(年末年始を除く)

所要時間=午前10時～午後9時の2時間程度

場 原則、市内の公共施設・自治会集会施設等
 ※開催を希望する団体等で会場を確保してください。使用料が必要な場合は、団体等で負担してください。

申 開催希望日の1か月前までに「あがの市政出前講座申込書」を市役所2階市長政策・市民協働課または講座テーマの担当課へ提出してください。申込書は市長政策・市民協働課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◎開催にあたってのお願い
 新しい生活様式の実践に配慮してください。

問 市長政策・市民協働課 市民協働係

☎ 62 - 2510 (内線 2214)

☎ 62 - 0281

✉ shiminkyodo@city.agano.niigata.jp

市長と語ろう！ 市民対話集会

4月から休止していた市民対話集会を再開します。
 市民対話集会は、市長が自治会や地域に出向き、直接対話を行いながら、市民の皆さんの声を聴き、市政に反映させていくことを目的としています。

市民対話集会の開催を希望する場合は、会場とテーマを決定し、事前に申し込みください。

対 自治会、市内の団体等

※政治・宗教活動や営利活動を目的としない団体等に限りません。

※当日の参加者はおおむね10人以上とします。

開催時期=通年(年末年始を除く)

所要時間=1時間半程度

テーマ=市政全般に関わるもの

※要望会ではありません。市政全般について語り合う場とします。

場 市内の公共施設・自治会集会施設等

申 開催希望日の1か月前までに「市民対話集会申込書」を市役所2階市長政策・市民協働課へ提出してください。申込書は市長政策・市民協働課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

他 開催日時については、市長の公務等により希望に沿えない場合があります。

◎開催にあたってのお願い
 新しい生活様式の実践に配慮してください。

問 市長政策・市民協働課 市民協働係

☎ 62 - 2510 (内線 2213・2220)

☎ 62 - 0281

✉ shiminkyodo@city.agano.niigata.jp

後期高齢者医療制度
のお知らせ

◎年間保険料額を通知しました
7月15日に年間保険料額の通知を加入者個人へ発送しました（宛名の枠は緑色・封筒の色は白色）。

なお、年間保険料額（限度額64万円）は、加入者が等しく負担する均等割額（4万4000円）と、所得に応じて負担する所得割額の合計により決定します。

◎保険料の軽減（申請不要）
◎所得の低い人
世帯の所得状況に応じて、均等割額の7・75割、7割、5割、2割が軽減されます。ただし、加入者や世帯員で未申告の人がいる場合は軽減されないことがありますので、非課税所得の人も住民税申告をしてください。※世代間の医療費負担の公平を図る観点から、軽減割合が見直されました。

催し
手続き・制度
募集

◎家族の社会保険等の扶養だった人
制度加入月以降2年間は、均等割額が5割軽減（7・75割、7割軽減に該当する場合）はそちらを優先）され、それ以降は世帯の所得状況に応じて軽減されます。

◎8月から保険証が変わります
現在の保険証（空色）は、7月31日（金）で有効期限が切れます。
8月1日（土）から使用する新しい保険証は、7月末までに届くよう加入者個人へ発送します（保険証・封筒の色はベージュ色です）。

◎医療費が高額になったとき
◎高額療養費
1か月の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。

◎限度額適用認定証（申請必要）
現役並み所得者のうち区分Ⅰ・Ⅱの人（下表大枠）は、保険証のほかにこの認定証を提示すると、受診時の支払いが自己負担限度額までとなります。

◎自己負担限度額（月額）

所得区分	外来+入院（世帯単位）		受診の際、保険証の他に提示
	外来（個人単位）		
Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上*1	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円*2)		限度額適用 認定証 (紫色)
Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上*1	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円*2)		
Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上*1	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円*2)		
一般	18,000円 (年間*3144,000円)	57,600円 (44,400円*2)	限度額適用・ 標準負担額 減額認定証 (薄緑色)
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ 8,000円	24,600円	
	区分Ⅰ	15,000円	

※1 加入者および同一世帯の加入者の所得区分 ※2 過去12か月以内で4回目以降
※3 8月~翌年7月までのうち一般区分または住民税非課税世帯区分の月の外来の合計額

住民税非課税世帯の加入者（左表点線枠）は、この認定証を提示すると受診時の支払いが自己負担限度額までとなるとともに、入院時の食事代が減額されます。認定証を提示できなかった場合も、領収書の提示により食事代の差額申請ができます。

◎他制度の詳細は、市ホームページを確認してください。
◎健康推進課 後期高齢係
☎62・2510（内線2180）

税務署窓口での相談は事前予約制です
税務署窓口での相談は、混雑緩和のため、原則事前予約制です。
税務署（☎0254・223161）への電話は、自動音声案内で案内しています。事前予約は「2」の番号を選択してください。
そのほか、国税に関する一般的なご相談・ご質問は「1」、税金の納付が困難で猶予相談センターに用がある人は「4」、消費税および地方消費税の軽減税率制度に関する相談・質問は「3」を選択してください。

◎国税に関する質問は国税庁ホームページの「タックアンサー」に掲載されていますので、確認してください。
◎新発田税務署
☎0254・223161

国民健康保険税
確定納税通知書を
発送しました

令和2年度における国民健康保険税率（額）と課税限度額は下表のとおりです。

◎保険料の軽減・減免制度
◎所得に応じた軽減
国の定める所得基準を下回る世帯は、均等割額、平等割額の一部が軽減されます。申請は不要ですが、令和元年度の所得の申告をしていない場合は適用されません。国民健康保険に加入している場合は、無収入でも必ず申告してください。

◎倒産・解雇・雇い止め等での離職者の軽減
次の要件を全て満たす場合に軽減されます。
・平成21年3月31日以降に離職
・離職時点の年齢が65歳未満
・雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
・災害被害等による減免
加入世帯員が一定の要件に該当し、納税が困難と認められたときは、申請により保険料の一部または全額が減免される場合があります。

令和2年度国民健康保険税率（額）と課税限度額

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割*（令和元年度の所得に基づく）	6.8%	2.1%	1.7%
均等割（加入者1人につき定額）	25,400円	7,500円	12,000円
平等割（1世帯につき定額）	23,200円	7,000円	-
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※所得割…（前年中の所得金額-基礎控除額33万円）×各所得割の率
令和元年度の所得金額が33万円を下回るときは、所得割額はありませぬ。

（例）
・新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が一定以上減少したとき
・災害により、居住している家屋や家財に損害を受けたとき
・事業の休業や廃業、失業や疾病により、全世帯員の合計所得が著しく減少したとき

令和2年度
新潟県警察官採用試験

令和3年4月1日採用の新潟県警察官を募集します。

募集職種・人数

警察官A採用（大学卒業者）	採用予定人員
試験職種	
男性警察官A	6人程度
女性警察官A	2人程度
警察官B採用（大学卒業者以外）	採用予定人員
試験職種	
男性警察官B	53人程度
女性警察官B	7人程度

一次試験 9月20日（日） 午後5時15分まで 申込方法
付期限 8月17日（月）午後5時15分まで 申込方法
II 原則電子申請（インターネット）

申請方法および適用範囲や減免割合は定めがあるので、詳しくは問い合わせください。
問 税務課 市民税係 ☎62・2510（内線2664、2666）

保護司として
活動してみませんか？

犯罪や非行をしてしまった人が社会復帰後に再び過ちを繰り返さないように支援していただくのが保護司です。

保護司の活動に興味のある人は、問い合わせください。
身分 Ⅱ 法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員
任期 Ⅱ 2年（再任可）
地域 北地区保護司会（新発田阿賀北地区保護司会）に所属し、面接や相談などを行います。
報酬 Ⅱ 給与はありませんが、活動内容に応じて実費が支給されます。
福祉課 福祉企画係 ☎62・2510（内線2145）

スマイルキッズ・もう一匹の家族に
お子さん・ペットを登場させませんか？

広報あがの1日号に連載中の「スマイルキッズ」「もう一匹の家族」のコーナーに登場してくれる小学生未満お子さんや自慢のペット（犬や猫のほか小鳥や金魚など種類を問いません）を募集しています。

掲載を希望する人は、電話または電子メールで問い合わせください。
問 市長政策・市民協働課 秘書広報広聴係
☎62-2510（内線2212）
✉ shiminkyodo@city.agano.niigata.jp

催し
子育て・教育
健康・福祉
スポーツ
くらし・相談

新型コロナウイルス感染症相談窓口

◎感染が疑われる人

次の症状がある人は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」へ相談してください。

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれか
- ②高齢者や基礎疾患のある人、妊婦などの重症化しやすい人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状
- ③発熱や咳などの比較的軽い症状が続く(4日以上は必ず相談)

「帰国者・接触者相談センター」

◆日中の相談窓口（新発田保健所）

☎ 0254 - 26 - 9651 (8:30～17:15)

※土・日曜、祝日は警備員室につながり、担当者から折り返し連絡します。
※十分な準備の下、帰国者・接触者外来医療機関で診察を受けてもらうため、できるだけ平日、午前8時30分～午後5時15分に電話してください。

◆夜間の相談窓口（県福祉保健部健康対策課）

☎ 025 - 256 - 8275 (17:15～8:30)

◎症状がない人、どこに電話したらよいか迷った人

「新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター」

☎ 025 - 282 - 1754 (平日8:30～17:00)

※聴覚や言語に障がいのある人は、FAX・電子メールを利用してください。

- ・ ☎ 025 - 282 - 1640
- ・ ✉ ngt130040@pref.niigata.lg.jp

☎ 健康推進課 成人係 ☎ 62 - 2510 (内線 2632)

▶ 市ホームページ
新型コロナウイルス
感染症関連情報



トレーニングルーム 利用説明会



トレーニングルームを初めて利用する人は、説明会に参加してください。

◎夜間説明会

- 水原総合体育館
8月5日(水)、16日(日) 午後7時30分(毎月第1水曜・第3日曜)
- 笹神体育館
8月11日(火) 午後7時30分(毎月第2火曜)

◎共通事項

- 各10人程度(定員)
- 昼間説明会
- 水原総合体育館
8月11日(火) 午後7時30分(毎月第2火曜)
- 笹神体育館
8月5日(水)、16日(日) 午後7時30分(毎月第1水曜・第3日曜)

◎昼間説明会

- 水原総合体育館
8月11日(火) 午後7時30分(毎月第2火曜)
- 笹神体育館
8月5日(水)、16日(日) 午後7時30分(毎月第1水曜・第3日曜)

4時※事前に電話で問い合わせください。

対15歳以上(中学生を除く) 共通事項



いきいきボランティア応援事業 出張ボランティア登録 受付&ポイント交換会

ボランティア活動を応援するため「あがのいきいきボランティア応援事業」を実施しています。

本事業に登録し、市指定の受入機関などでボランティア活動を行うと、マイレージ手帳にスタンプが1個

押印されます。

スタンプは、市ボランティアセンター(京ヶ瀬支所内)で、あがのポイントに交換できます(スタンプ1個につき50ポイント)。交換したポイントは、1ポイント1円として、あがのポイントカード加盟店で買い物等に利用できます。本事業を広く活用してもらうため、出張ボランティア登録とポイント交換会を開催します。

- ◎水原地区
7月29日(水) 午前9時30分～11時 場市役所1階「ロビー」
- ◎安田地区
7月29日(水) 午後1時30分～3時 場安田交流センター1階「ホール」
- ◎笹神地区
7月30日(木) 午前9時30分～11時 場笹神保健センター「ホール」

☎ 67 - 9203

市職員（初級）を募集します

採用予定日＝令和3年4月1日

試験日・会場＝第1次試験…9月20日(日)／阿賀野市水原公民館

第2次試験…10月下旬(予定)／阿賀野市(予定)

受付期間＝7月15日(水)～8月11日(火) ※郵送の場合は締切日までの消印があるものに限りま

◎阿賀野市役所

職種	一般行政	土木
採用予定人数	若干人	2人程度
受験資格	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人	
申込方法	①受験申込書に必要事項を記入・押印し、写真(上半身正面、無帽、縦4cm×横3cm)1枚を貼り、他に2枚を添付して、市役所2階総務課に持参するか、郵送してください。 ※郵送の場合、封筒には「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、書留等で送ってください。 ②受験申込書と試験案内は総務課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。 ③郵送により受験申込書を請求する場合、住所・氏名・受験申込書(どの試験用か記載)を請求する旨を記載し、返信用の角形2号封筒(140円切手を貼付)を同封してください。	
申込書の請求先	阿賀野市役所 総務課 人事係 (〒959-2092 阿賀野市岡山町10-15)	
受付時間	午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日除く)	
提出・問い合わせ	総務課 人事係 ☎ 62 - 2510 (内線 2283)	

◎阿賀野市消防本部

職種	消防
採用予定人数	3人
受験資格	平成8年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
申込方法	①受験申込書に必要事項を記入・押印し、写真(上半身正面、無帽、縦4cm×横3cm)1枚を貼り、他に2枚を添付して、消防本部に持参してください。 ※受付時に体力測定を実施します。運動のできる服装で運動靴を持参してください。 ②受験申込書と試験案内は消防本部、市役所2階総務課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。 ③郵送により受験申込書を請求する場合、住所・氏名・受験申込書(消防用と記載)を請求する旨を記載し、返信用の角形2号封筒(140円切手を貼付)を同封してください。
申込書の請求先	阿賀野市消防本部 総務課 (〒959-2003 阿賀野市安野町14-4) または阿賀野市役所 総務課 人事係
受付時間	午前8時30分～午後5時15分(毎日)
提出・問い合わせ	消防本部 総務課 ☎ 62 - 2058

他 受験資格など詳しくは、試験案内で確認してください。

夏の交通事故防止運動が実施されます

7月22日(水)～31日(金)の10日間、夏の交通事故防止運動が実施されます。
夏の道ゆとりとマナーで防ぐ事故

運動の重点

- ・横断歩道での歩行者優先
- ・疲労運転の防止
- ・飲酒運転の根絶

夏の開放感や、暑さ・レジャー等による疲労等から起こる交通事故が懸念されます。市民一人一人が「事故に遭わない」「事故を起こさない」という心掛けましょう。

総務課 交通対策係 ☎62・25110 (内線2284)

農用地の管理を徹底しましょう

農地が適切に管理されないと草木が繁茂し、病害虫の発生や近隣の迷惑になります。

大日原演習場訓練予定

射撃訓練 7月20日(月)～22日(水)、27日(月)～31日(金) 午前8時～午後5時
※演習場内への立ち入りは、許可が必要です。
新発田駐屯地 ☎0254・22・3151

図書施設休館(室)日

市立図書館 ☎67・2500
7月16日(木)、20日(月)、27日(月)、8月3日(月)
水原中学校市民図書室 ☎7月16日(木)、17日(金)、31日(金)、8月7日(金)、14日(金)
共通事項 8月13日(木)は、午後5時閉館です。

夜間役所

7月15日(水)、8月5日(水) 午後5時15分～7時
場 市役所1階市民生活課 ※各支所では開設しません。
戸籍、住民票、印鑑登録・証明、マイナンバーカード(個

また、強風などにより防風シートやビニールハウスが破損し、営農活動に支障が出る恐れがあります。除草や施設の管理を適切に行いましょう。

市農業委員会 ☎62・2420

水稻病害虫共同防除

市農業振興協議会では、水稻における病害虫の予防と駆除のため、共同防除を実施します。防除作業は無人ヘリコプターで行います。

京ヶ瀬地区：8月3日(月)～5日(水)、水原地区：8月6日(木)～8日(土)、笹神地区：8月5日(水)、6日(木)、安田地区：8月7日(金)、8日(土) 各日午前5時～正午 他市内全域を対象に行う共同防除は1回雨天・強風等の場合は順延。

お願い 安全のため、水田から10m圏内に住んでいる人は、次のことに協力してください。
①窓を閉める。
②洗濯物を外に干さない。

③車庫のシャッターを閉める、または車両を水田から10m以上離れた場所へ移動させる。
④JA北蒲みなみ営農センター ☎62・2235、JAささかみ(営農課) ☎25・7252、NOSAI新潟県下越支所 事業第1課 ☎0254・33・3903、農林課 農林振興係 ☎62・25110 (内線2674)

JAアラートの情報伝達試験

防災行政無線や安全安心メールが流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、消防庁が全国の市町村を対象に今年度2回目のJAアラート(全国瞬時警報システム)の情報伝達試験を実施します。

この試験に伴い、JAアラートが作動し、防災行政無線や安全安心メールで情報が配信されます。
⑧8月5日(水) 午前11時 市内全ての防災行政無線から試験放送が流れます。

内容 ①上りチャイム音、②「これは、JAアラートのテストです」(3回繰り返す)、③「こちらは、阿賀野市です」、④下りチャイム音

安全安心メール

安全安心メールを登録している人に次の内容のメールが送信されます。

県が管理する河川の伐採木を無料配布します

河川の伐採木を無料配布します



shibatasein)を確認するか、問い合わせください。
7月25日(土)、26日(日)、8月1日(土)、2日(日) 午前9時～午後4時 場 ①新発田市上新保地内(加治川左岸。図①参照)、②胎内市清水地内(胎内川左岸。図②参照)、③胎内市夏井地内(胎内川右岸。図③参照) 対新などで自家消費する人(営利目的の人には配布できません)
¥基本無料 ※積み込み・運搬等にかかる費用は個人負担
他伐採木を集積してあるので、各自で積み込んでください。積み込みの際はけがなどに注意し、伐採木が散乱しないよう作業してください。
新発田地域振興局 地域整備部 ☎0254・22・5113

有害鳥類を捕獲します

カラス等による農作物被害を防止するため、安全に十分配慮した上で捕獲を実施します。
8月1日(土)～9月30日(水)、主に土・日曜、祝日の日の出～正午 場 阿賀野市全域(瓢湖、五頭連峰、山崎鳥獣保護区を除く) 捕獲対象 Ⅱカラス等の鳥類
農林課 農林振興係 ☎62・25110 (内線2674)

就職相談会

8月4日(火)、18日(火) 午後2時～4時 場 水原公民館 3階 対15～49歳で就業していない人 面 面接対応、履歴書の添削、就職に関する相談など 他前日までに電話で申し込みください。 申・問 下越

原付実技講習

8月16日(日) 午前8時30分～正午 場 水原自動車学校(下条20・4) 必要書類 Ⅱ住民票(本籍記載のもの)1通、写真1枚(縦30mm×横24mm、市交通安全協会でも撮影可)、県収入証紙4500円分(金融機関で購入) 他IC免許となるため、申し込みの際は必ず4桁の数字を2組設定してください。 申・問 市交通安全協会 ☎62・0536 申込期限 Ⅱ8月7日(金)

フロート使用中の事故に気を付けましょう!

夏休みは海水浴に出かける機会が増えます。海は、天候や潮の満ち引きなどにより大きく状況が変化し、事故につながる可能性があります。子どもが海で使用するフロートは、風による影響を特

相談料は無料です。気軽に相談してください。

専門業務に特化した相談を受けることができます。

◎弁護士による「法律相談」
8月5日(水)、8月19日(水) 午後1時30分～4時30分 (1人30分)
場 市役所1階「相談室」
※予約時に相談内容を伺います。
※要電話予約。予約を取り消す場合も連絡してください。
※お急ぎの人は、次の機関等をご利用ください。
①法テラス新潟 ☎050・3383・5420 午前9時～午後5時
②新潟県弁護士会 ☎025・222・5533 午前10時～午後4時
問 市民生活課 相談係 ☎62・2510 (内線2104)

に強く受けますので、保護者は次のことに注意しましょう。
・フロートの対象年齢を確認し、子どもにライフジャケットを正しく着用させる
・子どもから目を離さない、手を離さない
・風の強い日は使用を避ける
・フロートの上で立ったり座ったりするときは慎重にさせ、取っ手がある場合は、しっかりとつかまるように教える

◎消費生活に関する相談は 市民生活課では、消費生活相談員が相談に応じています。個室相談室があり、秘密は厳守します。消費生活に関する情報は、消費者庁のホームページ (http://www.caa.go.jp/) を確認してください。
問 市民生活課 相談係 ☎62・25110、新潟県消費生活センター ☎025・285・4196

「おおくやみ」「おおくやみ」欄に掲載を希望しなご
場、は、届出時に係へ申し付けください。

うぶごえ(出生)



氏名	保護者名	誕生日	住所
細越 七華	大 樹	6.7	寺 社
肥田 侑介	丞	6.8	宮 下
堀内 優樹	優	6.9	下条町
杵淵 莉明	裕 行	6.10	中島町
清野 結月	義 展	6.12	出 湯
熊倉 葵	常 晃	6.12	草 水
横田 曜	周	6.18	大 室
土屋 蒼	聡	6.19	稻荷町
桂澤 緋乃	翔	6.19	山 崎
本田 綴	充	6.19	保 田
廣川 敬士	俊 樹	6.19	学校町

おおくやみ(死亡)



氏名	年齢	死亡日	住所
富樫トセコ	83歳	6.14	蒔 田
佐久間七四郎	79歳	6.15	保 田
山口美保子	57歳	6.15	大 室
清野喜八郎	85歳	6.17	保 田
高橋 チエ	84歳	6.18	泉
田中 稔子	86歳	6.19	宮 下
新井田長衛	85歳	6.20	中央町2
武田 克之	33歳	6.21	飯森杉
田中 文治	88歳	6.23	七 浦
廣田 邦雄	74歳	6.25	金田町
谷川 キミ	95歳	6.26	下条町
齋藤 貞一	97歳	6.27	中央町1
西潟 トシ	88歳	6.28	六野瀬
山口スズエ	98歳	6.28	渡 場
佐藤 サツ	85歳	6.29	水ヶ曾根

(6月16日～30日届出分、敬称略)

今月の納期限

- 固定資産税(2期) ○介護保険料(4期)
- 国民健康保険税(1期) ○後期高齢者医療保険料(4期)

◆納付は、確実に便利な口座
振替をおすすめします。

納期限
7月31日(金)

防災行政無線の放送内容が 確認できます

- 1 安全安心メール(登録制)
- 2 電話自動応答 ☎62-8150
- 3 市ホームページ

で確認できます。

- 問い合わせ 危機管理課 危機管理係
☎25-7194

安全安心メール
登録はこちらから



(<http://www.city.agano.niigata.jp/mobile/soshiki/kanri/6518.html>)



休日診療

診療時間：午前9時～正午

市ホームページにも掲載しています。

※診察を希望する人は、事前に問い合わせください。

診療日	診療医院	電話番号
7月23日(木)	佐藤眼科医院(中央町2)	63-2660
7月24日(金)	京ヶ瀬診療所(曾郷)	67-4356
7月26日(日)	恩田整形外科医院(金田町)	62-0515
8月2日(日)	本田脳神経外科クリニック(下条町)	63-1111
8月9日(日)	家田医院(中央町1)	62-2192
8月10日(月)	田中皮膚科医院(市野山)	63-2222
8月16日(日)	永田医院(山崎)	62-2412



救急医療電話相談

経験豊富な看護師等が受診の必要性や対処方法を助言します。
年中無休、午後7時～翌朝午前8時 ※携帯電話からの利用可

◎大人の救急医療電話相談(おおむね15歳以上の人)
#7119 または ☎025-284-7119

◎こどもの救急医療電話相談(15歳未満の人)
#8000 または ☎025-288-2525

DV・児童虐待相談・ひきこもり ~ご連絡ください~

子育て世代包括支援センター

(水原保健センター1階・☎25-7197)

月～金曜(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

◎DV・児童虐待は、県中央福祉相談センターでも相談に応じます。

☎0120-26-2928 年中無休、午前9時～午後10時